

平成30年度 入札監視委員会議事概要

東北防衛局

開催日及び場所	平成30年7月3日(火) 仙台第3合同庁舎8階第2会議室
委員	委員長:真田昌行(弁護士) 委員長代理:鈴木利夫(大学教授) 委員:北島周作(大学院教授) 委員:高橋志朗(大学教授) 委員:赤石雅英(公認会計士・税理士)

I 防衛省発注機関が発注する建設工事等に関する審議

審議対象期間	平成30年 1月 1日 ~ 平成30年 3月31日		
審議対象件数	31件		
1. 入札状況について(入札参加資格の設定、指名及び落札者決定の経緯等について)			
抽出件数	7件	(審議概要) 1 契約状況の説明 2 抽出案件の概要説明 3 抽出案件の審議	
建設工事	一般競争		1件
	一般競争(政府調達協定対象外)		4件
	公募型指名競争		0件
	指名競争		0件
	企画競争		0件
建設コンサルタント業務等	2件		
	意見・質問	回答	
○ 委員からの意見・質問 ○ それに対する回答等	<p><b>【抽出案件】</b></p> <p>○工事 一般競争</p> <p><b>【三沢(29)庁舎A新設建築工事】</b></p> <p>・本件工事は、第1回入札において、参加した14者中9者が入札無効となっているが、その理由はどのようなものか。</p> <p>・多くの者が調査基準価格を下回ったということは、設定した基準価格が高すぎたのではないか。 基準価格の設定を見直すことはできないのか。</p>	<p>・入札無効となった9者は、低入札調査の対象となる調査基準価格を下回る入札金額であり、追加資料の提出を辞退したため無効となったものである。</p> <p>・調査基準価格の設定については、予定価格に掛率を乗じて算出しているが、掛率については国土交通省とも同率であり、この1件の結果を以て見直しの議論を行うことは難しいと考える。</p>	

	意見・質問	回答
<p>○ 委員からの意見・質問</p> <p>○ それに対する回答等</p>	<p>・入札に参加する業者は、調査基準価格を下回れば追加資料を作成する必要があることを承知しているはずである。 調査基準価格を算出する元となる予定価格が高かったのではないか。</p> <p>・調査基準価格以下の業者でも工事の技術水準を満たし信頼性が確保できる業者はいると思われるところであり、追加資料の作成が得意な業者が有利となるような仕組みに違和感もあるが、一方で、公の工事が安かろう悪かろうでは困る。 追加資料の作成が屋上屋を架すようにならないよう見直していくことも必要と思う。</p> <p>○工事 一般競争(政府調達協定対象外)</p> <p>〔三沢米軍(29)給汽(491)新設機械その他工事〕〔再公告〕</p> <p>・本件工事が再公告となった理由はどのようなものと考えているのか。</p> <p>・再公告するにあたり工事内容等の変更はあったのか。</p> <p>・工事規模を縮小して問題はないのか。</p> <p>〔三沢米軍(29)管理棟(0423)既設建物解体等工事〕〔再公告〕</p> <p>・本件工事を再公告するにあたり工事内容等の変更点はどのようなものか。</p>	<p>・本件工事は、建物の基礎杭工事を主としているものであり、公共建築工事積算基準及び特殊な工事部分については見積を徴するなどして予定価格を算出しているところであり適正なものと考えている。</p> <p>・工事場所である三沢市周辺において県・市等で発注している工事が多くあり、必要とする資格を有する技術者の確保が困難だったためと考えている。</p> <p>・再公告にあたっては、工事の規模を縮小し、技術者の専任期間を短縮した。これにより業者の対応が可能となったため落札に至ったものと考えている。</p> <p>・本件工事は複数年に渡り実施しているものであり、縮小した部分については次回工事の中で実施していくこととしている。</p> <p>・当初の建物の解体工事に、別途発注を計画していた土木工作物の撤去工事を加えて、工事の規模を大きくすると共に工期の延長等の変更を行った。</p>

	意見・質問	回答
<p>○ 委員からの意見・質問</p> <p>○ それに対する回答等</p>	<p>・ 本件工事は落札率が約 88% と低かったが、その理由はどのようなものか。</p> <p><b>[三沢(29)格納庫改修等電気その他工事] [再公告]</b></p> <p>・ 本件工事は再公告するにあたり電気設備工事とそれ以外の工事の 2 件の工事に分離したようであるが、どのような理由によるものなのか。</p> <p>・ 工事内容により分離発注することは工事費が少額となり、それにより経費率が上がる面もあるが、先程の三沢米軍(29)管理棟(0423)既設建物解体等工事においても同種工事をまとめることにより落札に繋がることもあるので、同種工事を組み合わせることは再公告を減らす手法として有用と思われる。</p> <p><b>[王城寺原(29)道路復旧工事] [再公告]</b></p> <p>・ 本件工事が再公告となった理由はどのようなものと考えているのか。</p> <p>・ 本件は、1 者応札で低入札調査実施となっているが、落札率が低かった理由はなにか。</p>	<p>・ 業者に確認したところ、手持ち工事がなかったため確実に受注できるような利益等を圧縮して対応したとのことであった。</p> <p>・ 当初の公告では、電気設備工事に小規模の建築工事と土木工事が含まれていたため、電気設備業者が煩雑さを敬遠し受注に至らなかったと考えている。 本件工事については、電気設備工事と建築・土木工事に分離したことから、電気工事専門の業者が落札したものである。</p> <p>・ 同種工事の組み合わせについては事案等を勘案しながら進めていきたい。</p> <p>・ 当初の公告において、電子入札システムから入札説明書等をダウンロードしたが入札に参加しなかった 5 者にその理由を聴取したところ、工期が長く必要な監理技術者の確保ができないとのことであったため、本件は監理技術者の専任期間等を変更し再公告したものである。その結果 1 者の応札があった。</p> <p>・ 業者に確認したところ、施工時期に重複する他の工事が無いため自社の作業員の確保、建設機械をリースすることなく自社のもので施工することが可能であり、経費を圧縮することができるとの回答であった。当該業者は過去にも王城寺原演習場の工事実績があり現場の状況も知見があったと思われる。</p>

	意見・質問	回答
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 委員からの意見・質問</li> <li>○ それに対する回答等</li> </ul>	<p>○建設コンサルタント業務等一般競争(政府調達協定対象外)</p> <p>[三沢(29)建築その他工事監理業務(その2)]</p> <p>[三沢(29)建築工事監理業務(その2)]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・この2件の業務は、同一業者が60%台で落札しているが問題は生じていないのか。</li> <li>・2件の業務について、落札者の技術評価点は異なる値となっているが、同じ値にはならないのか。</li> </ul> <p>(総括)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・概ね適正な入札等が行われている印象である。</li> </ul> <p>また、再公告がかなりある状況であるが、減らしていければいけば事務的な作業等も軽減していけると思われるの、同種工事の組み合わせ等の工夫をされたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・落札業者は地元の業者であるが、三沢地区の建設工事監理業務は、他の地区に比べ落札率が低い傾向があり、競争性が保たれていると認識している。</li> <li>2件についてそれぞれ別の1級建築士を管理技術者としていることを確認している。</li> <li>・案件が異なれば工程表等も異なるものとなるため、評価点は同一の値にならない。</li> </ul>

2. 談合疑義案件の処理状況について

	談合疑義件数	0件	(審議概要) ・なし
工	談合情報	0件	
事	点検結果疑義	0件	
業	談合情報	0件	
務	点検結果疑義	0件	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○委員からの意見・質問</li> <li>○それに対する回答等</li> </ul>	意見・質問	回答	
	・なし		
○委員会による意見の具申又は勧告の内容	・なし		

3. 入札結果の事後的・統計的分析結果について（公正入札調査会議への報告内容の確認等）					
審議概要		・一位不動案件、順位不動案件、予定価格以下1者のみ、落札率・応札率等、工事種別、発注部門別、契約金額別、地域別、業者ランク別、入札参加者数別及び不調案件の分析結果の報告を行った。			
		意見・質問	回答		
○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等		・なし			
委員会による意見の具申又は勧告の内容		・なし			
4. 再苦情処理（再説明請求回答）					
再苦情申立件数 （再説明請求件数）		総件数	0件	(備考) ・なし	
建設 工事	一般競争		0件		
	一般競争（政府調達協定対象外）		0件		
	公募型指名競争		0件		
	指名競争		0件		
	随意契約		0件		
建設コンサルタント業務等			0件		
再苦情申立概要 （再説明請求概要）		申立日	件名	契約方式	内容等
		意見・質問	回答		
○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等		・なし			
委員会による意見の具申又は勧告の内容		・なし			

平成30年度 入札監視委員会議事概要

防衛装備庁下北試験場

開催日及び場所	平成30年 7月3日(火) 仙台第3合同庁舎8階第2会議室
委員	委員長:真田昌行(弁護士) 委員長代理:鈴木利夫(大学教授) 委員:北島周作(大学院教授) 委員:高橋志朗(大学教授) 委員:赤石雅英(公認会計士・税理士)

II 防衛省発注機関が締結する契約(建設工事等を除く。)に関する審議

審議対象期間	平成29年 4月 1日 ~ 平成30年 3月31日	
審議対象件数	301件	
1. 入札状況について(入札参加資格の設定、指名及び落札者決定の経緯等について)		
抽出件数	8件(19件)	(審議概要) 1 契約状況の説明 2 抽出案件の概要説明 3 抽出案件の審議
一般競争	5件(9件)	
指名競争	0件	
随意契約	3件(10件)	
	意見・質問	回答
	<p><b>【抽出案件】</b></p> <p>○一般競争契約</p> <hr/> <p>[ボックスカルバート] [ボックスカルバート他1品目]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本要求の概要を説明された。</li> <li>落札率が高い背景を説明された。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>射撃試験で使用する鉄筋コンクリート製コの字ブロック及び鉄板を購入する売買契約である。</li> <li>「ボックスカルバート」は、2社の見積提出があったが、応札社は1社であった。計算価格(予定価格)は、25年度類似品実績価格を考慮したため、高落札率となったと思われる。</li> <li>「ボックスカルバート他1品目」は、初度入札は不調となり、最低商議価格を再入札の予定価格としたため、落札率100%となった。</li> </ul>
○委員からの意見・質問		
○それに対する回答等		

	意見・質問	回答
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 委員からの意見・質問</li> <li>○ それに対する回答等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見積が2社、応札は1社となっている。その要因はどのようなことと考えているか。</li> <li>・(株)泉商店は、製造メーカーか。</li> <li>・(株)山健とは直接取引ができなかったのか。</li> <li>・本契約は設置調整(工事)も含むか。</li> <li>・本製品は、納められた後どのように使用するのか。</li> <li>・計算価格には、(株)山健の製品費、輸送費、利益の内訳が存在するが、その価格の妥当性をどのように確認しているのか。</li> <li>・(株)山健の製品でなければならぬ理由はあるか。</li> </ul> <p>[試験地域における漂流物収集作業(その1)] [試験地域における漂流物収集作業(その2)]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本要求の概要を説明されたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ボックスカルバート」においては、1社応札であったものの、見積提出時には2社とも応札意欲があったと考えている。「ボックスカルバート他1品目」においては、初度入札では2社の応札があった。再度の入札では1社が価格競争の結果辞退し(株)泉商店と商議に移行したものの不調となり、再公告することとなった。再公告後の入札においては2社応札を想定したが、1社応札であった。</li> <li>・(株)泉商店は、岩手県遠野市に本社がある商社で、むつ店は1995年に開設された。当該製品は、(株)山健(弘前市)に特注品として発注した製品を納入した。</li> <li>・(株)山健は、営業・販売部門が商社に卸売りしている会社である。したがって、(株)泉商店から購入した。</li> <li>・本契約は納入だけの売買契約である。設置調整は含まない。</li> <li>・本製品は、射撃試験に使用するものであり、弾丸を受け止めるための構造物として設置するものである。なお、設置工事は別契約であり、本製品はその契約に官給するものである。</li> <li>・本製品は売買契約であり、計算価格は市場価格方式で算定するとともに、25年度に購入した類似品の価格を参考とした。なお、(株)山建への発注予定価格の開示を要求したが応じられなかった。</li> <li>・ない。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・試験場の海岸線に漂着した流木、ガラス、ペットボトル、缶、その他のゴミ収集の役務契約である。</li> </ul>

	意見・質問	回答
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 委員からの意見・質問</li> <li>○ それに対する回答等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本契約は2つとなっているが1つの契約とはならなかったか。</li> <li>・ (その1) が契約されてから(その2) を入札したため、(その2) の落札率が上昇したのではないか。また、これを踏まえて改善策等を検討したか。</li> <li>・ 落札相手方のリバー建設の代表が川村氏で、次の案件の川村建設の代表も川村氏であるが、この2社は同族か。また、入札参加5社はすべて地元企業か。</li> <li>・ (その1) の落札率が68%であるが低落札案件と捉えているか。また、落札した(株)リバー建設は、該社見積の約半値となっているがその分析は行ったか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 試験場は南北約13.5kmあり試験内容等に応じて場内の使用場所を割り当てている。また、試験は天候や各種トラブルの影響を受け、予定通りの日程で終了できないことが多い。このような状況の中、各試験の妨げとならないよう時期的・地域的に区分して役務作業を行う必要があるとともに、試験日程の変更に対して変更契約の内容を局限するために2つの契約に区分した。</li> <li>・ (その1) 及び(その2) の原価計算手法は同じである。(その1) の予定価格は計算価格とし、(その2) の予定価格は予算額とした。(その2) の計算価格を下回る予算額を予定価格としたため、落札率が上昇したものである。したがって、計算手法は同じで予定価格が計算価格と予算額になった事象であり、改善策等の検討はしていない。</li> <li>・ 「川村」に限らず、東通村には同姓の方が大勢おり、同姓の方同士が同族関係の場合もあれば同族関係でない場合もある。個々の同姓の方について、同族関係にあるかは把握していない。仮に同族であったとしても、独立した営利活動を行っている企業同士であり、競争が成り立っていると考えている。入札参加5社はすべて地元企業である。青森、三沢、八戸等の企業が参加しない背景には、試験場までの距離(約80~100kmで移動時間約2時間)及び小規模役務契約(300万円以下で経費を考慮すると利益が少ない)が影響しているものと考えている。</li> <li>・ 落札した金額は、計算価格の労務費及び直接経費(重機及びオペレータ)を上回っており、低落札案件とは捉えていない。また、落札価格については、役務に使用する重機がレンタルか自社所有かで左右されるが、見積時はレンタル、入札時は自社所有であったため約半値となったものである。いずれも、価格競争の結果と考えている。</li> </ul>

	意見・質問	回答
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 委員からの意見・質問</li> <li>○ それに対する回答等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（その２）の要求予算が計算値に達しない額であるため、予定価格を予算額としたとの説明であるが、過去５年間の契約金額は２百１０万円台から２百８０万円台となっている。（その２）の要求予算はなぜ不足したのか。</li> <li>・ 計算価格が難しいことは理解した。</li> </ul> <p><b>[警備道路沿い支障木等の伐採]</b> <b>[警備道路沿い支障木等の伐採]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本要求の概要を説明されたい。</li> <li>・ 本契約も２件の要求となっている。その理由を説明されたい。</li> <li>・ １件目の入札参加者は３社、２件目の入札参加者は４社であり、２件とも（株）川村建設が落札している。特に２件目の入札において入札価格の順位が１件目と変わらないが、地元企業間でシェアが決まっているのではないかとと思われるが、どのように考えているか。</li> <li>・ 予定価格は、安価な企業の見積額に対して過去の実績レズ率（落札／見積）としているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要求予算は、要求元で複数社からの見積を参考に要求している。（その１）及び（その２）は、収集作業場所が敷地の北側と南側に分かれている。その作業エリアの漂着物の量や種類によって作業日数等が変わり、見積額もそれに伴って増減する。計算価格は要求予算を約２０万円上回ったため、予定価格は予算額としたが、落札額は予算の範囲内であった。</li> <li>・ 今後も適正な計算を心掛ける。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 敷地の南北に警備用の道路がある。その警備道路沿いの草木を伐採する役務契約である。</li> <li>・ 予算の示達が第１四半期の期首（４月）と第３四半期の期首（１０月）に分かれている。このため要求が２件になったものである。</li> <li>・ 本件は、重機を必要としない単純な肩掛け草刈り機による草刈り作業である。入札参加企業はすべて試験場近隣の企業であるが、企業によって作業員の確保、使用する重機の確保及び操業度等を考慮し、かつ、要求納期が可能かを判断して価格競争をしていると理解している。したがって、地元企業間でシェアが決まっているのではなく、各企業の営利活動の努力の結果と考えている。一般競争の公告は、ホームページにて公開しているほか、むつ市役所の掲示板（４カ所）に掲示依頼し競争拡大の努力をしているところであるが、むつ市から距離（約３０ｋｍ）があることもあり、参加拡大には結びついていないのが現状である。</li> <li>・ 計算価格は安価な企業の見積額を参考（作業日数及び経費）として計算価格を積算するが、予定価格は、競争性や企業の実績レズ率（落札／見積）を考慮して決めている。（予定価格の最大値は計算価格である。）</li> </ul>

	意見・質問	回答
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 委員からの意見・質問</li> <li>○ それに対する回答等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計算価格に対して落札額が2～3割ほど安価になっているがその要因はどのように考えているか。</li> </ul> <p>[射撃騒音データの収集等作業(その1)]</p> <p>[射撃騒音データの収集等作業(その2)]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本要求の概要を説明されたい。</li> <li>・ 1社応札の原因と競争拡大の努力を説明されたい。</li> <li>・ 作業員は契約相手方の社員か。その社員は地元の方か。</li> <li>・ 過去の契約金額や本件2件の契約金額にばらつきがあるのはどのような理由か。</li> </ul> <p>[模擬車筐他1品目の製造]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本要求の概要を説明されたい。</li> <li>・ 写真の構造物は下部が広がっている。仕様書の図面とは明らかに違っているがこれを完成品として受領したのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本件は一般競争である。計算価格を算定するにあたり、計算要素である労務費(人件費)の労務単価(賃金)を国土交通省が定めた公共工事設計労務単価の普通作業員(青森県)2,112円/Hを適用している。適用の根拠は、国土交通省の定義する普通作業員の作業内容に「人力による除草作業」と明記されていることによる。安価となった要因は、落札した企業の労務単価(賃金)の差と考えている。</li> <li>・ 射撃試験における騒音測定機材の準備及び測定の実施、騒音解析装置に組み込まれたソフトで音圧レベルを解析する役務契約である。</li> <li>・ 原因は不明である。専門的技術を必要としない役務作業であるため、応札した企業の他にむつ市内の2社に見積依頼を行ったが、見積提出なく応札意欲は示されなかった。また、公告期間を(その1)は35日間、(その2)は34日間としたが、他企業の応札はなかった。今後さらに見積依頼を拡大していきたい。</li> <li>・ 社員である。地元採用と聞いている。</li> <li>・ 当該契約は、労務費(人件費)のみである。契約金額のばらつきは、作業日数の差である。</li> <li>・ 車両に対する爆発物の影響を実験するための模擬的な車体部分を作成する製造請負契約である。製造物の写真を準備したので確認されたい。写真のとおり、鉄板を切断・溶接した単純な構造物である。</li> <li>・ 写真は爆発実験後のものであり、脚部分が広がっている。納入時は、仕様書の図面のとおりであった。</li> </ul>

	意見・質問	回答
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 委員からの意見・質問</li> <li>○ それに対する回答等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鉄板の溶接について、片面溶接と両面溶接で価格が違ってくるが、仕様書で指示していない。どのような溶接で納入されたのか。</li> <li>・ 1社見積提出、1社応札であるが、その要因は検討したか。</li> <li>・ 本件及び前案件は落札率が98.8%から99.8%と高いが、その要因はどのように考えているか。</li> </ul> <p data-bbox="560 1256 703 1290">[灯油 6件]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 単価契約（一般競争）ではなく、10月以降毎月随意契約としている理由を説明されたい。</li> <li>・ 契約から納期まで3日程度の契約がある。条件が厳しくて高落札率となっているのではないか。</li> <li>・ 過去の実績会社が北日本物産（株）であるが、29年度は（株）タムラとなった理由は何か</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 完成品は、両面簡易溶接であった。溶接方法については、実験に影響がないことから指示していない。</li> <li>・ 製造物は写真のとおり単純構造物であり鉄工会社であればどこでも製造可能な構造物であるとともに、公告期間を35日間とすることにより、複数社の入札参加を想定していたが、意欲を示す会社が多かった。今後、類似品等の要求があれば、複数社に見積提出されるよう努力する。</li> <li>・ 本件は、製造請負契約であり、計算価格を予定価格とした。計算要素である材料費と経費が製造原価の62%を占めている。各種伝票等のエビデンスで確認できる費目が6割以上を占め、予想した加工費（労務費）が近似したので高い落札率となったと考えている。前案件は、役務請負契約であり、計算価格を予定価格とした。計算要素である労務費が製造原価の84%を占めている。予想した労務費が近似したので高い落札率となったと考えている。</li> <li>・ 試験場のボイラー用灯油の燃料タンクは、25,000リットルの容量である。タンクの残量が10,000リットル前後となった時点で購入するため、小額随意契約で調達している。</li> <li>・ 原価計算は単価計算している。購入する時点の資源エネルギー庁石油製品価格調査直近平均値（青森）を適用して計算している。購入時点の平均値（青森）単価が64円/Lから76円/Lと変動しているため通年単価契約に馴染まない製品である。予定価格は、複数社見積のうち、平均値（青森）単価より安価な最低見積単価を適用したため、高落札率となったものである。</li> <li>・ 北日本物産（株）の石油部門が撤退したため、（株）タムラが契約相手方となった。</li> </ul>

	意見・質問	回答
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 委員からの意見・質問</li> <li>○ それに対する回答等</li> </ul>	<p>[気象観測装置（その２）及び（その３）の補用品] [気象観測装置（その１）～（その３）の点検整備] [気象観測装置（その２）及び（その３）の一部取り外し]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本要求の概要を説明された。</li> <li>・ ３件の契約は公募随契が２件、随意契約は１件となっている。各々の理由を説明されたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「気象観測装置（その２）及び（その３）の補用品」は、ドップラーライダー用ファイバアンプ、テレスコープ及びドップラーライダー用スキャナー本体の調達を行う売買契約である。 「気象観測装置（その１）～（その３）の点検整備」は、当該装置を良好な状態に維持するための点検整備であり、役務契約である。 「気象観測装置（その２）及び（その３）の一部取り外し」は、当該装置の構成品が設置されているOP（観測塔：Observation Post）の改修工事に伴い、構成品の取り外しを行う役務契約である。</li> <li>・ 「気象観測装置（その２）及び（その３）の補用品」は、三菱電機製品である。製造メーカーである三菱電機以外に販売する企業があるかを公募（２０日間）したところ、応募は三菱電機のみであった。  「気象観測装置（その１）～（その３）の点検整備」は、部品交換と特殊性のない点検作業であるため一般競争入札を行った。応札社が１社であり、再度の入札で予定価格に達しなかったため、予決令第９９条の２により随意契約となったものである。  「気象観測装置（その２）及び（その３）の一部取り外し」は、システム全般の機能及び性能に関する知識及び取り外し後の動作確認を実施できる技術を求めている、納入企業以外に役務作業可能企業があるかを公募（１２日間）したところ、応募は三菱電機のみであった。</li> </ul>

	意見・質問	回答
<p>○ 委員からの意見・質問</p> <p>○ それに対する回答等</p>	<p>[ドローン]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・見積は何社に依頼したか。</li> <li>・オープンカウンター方式による見積依頼は検討したか。</li> <li>・ドローンと無人航空機の違いは何か。</li> <li>・ドローンよりも操縦訓練用の無人航空機ほうが高額であるのはなぜか。</li> </ul> <p>(総括)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 抽出案件において、適正な入札が行われていたと判断する。</li> <li>2 長い期間、同じ業者が契約相手方となっており、地域性に伴う1社応札が見受けられる。引き続き、競争原理を導入できる工夫について検討されたい。</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取扱っている2社に見積依頼した。</li> <li>・防衛省(市ヶ谷)は、29年度から各種印刷及びポスター作成等で実施しており、今後、購入品の売買について検討していく。</li> <li>・ドローンは各種射撃試験において、監視・観測・計測等を主な運用目的として購入した比較的大型の製品である。 無人航空機は操縦訓練を主な目的として購入した比較的小型の製品である。</li> <li>・ドローンは2式、無人航空機は6式購入したものであり、購入数量の違いである。 各税抜き契約単価は、ドローン355,110円、無人航空機188,102円である。</li> </ul> <p>・今後、検討していく。</p>

2. 談合情報案件の処理状況について				
談合情報件数	0 件		(審議概要) ・なし	
○委員からの 意見・質問  ○それに対する 回答等	意見・質問		回 答	
	・なし		・なし	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	・なし		・なし	
3. 再苦情処理（再説明請求回答）				
再苦情申立件数 (再説明請求件数)	総件数	0 件		(備考) ・なし
建 設 工 事	一般競争（政府調達協定対象外）	0 件		
	公募型指名競争	0 件		
	指名競争	0 件		
	随意契約	0 件		
建設コンサルタント業務等※	0 件			
再苦情申立概要 (再説明請求概要)	申立日	件 名	契約方式	内容等
○委員からの 意見・質問  ○それに対する 回答等	意見・質問		回 答	
	・なし		・なし	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	・なし			